

公益社団法人 日本ボクシング連盟

ブロック協議委員会規則

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門部及び専門委員会規則（以下「組織規則」という。）のブロック協議委員会（以下「本委員会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この委員会はボクシング競技の普及・発展のために、日連とブロック連盟及び加盟団体との連携強化を図る目的で設置する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 加盟団体規程第1条に基づき、日連と加盟団体間の対話を促進し円滑な協力・連携関係を構築するための活動を日連と協働で行う。
- (2) 加盟団体からの意見や要望等について、本委員会で集約し日連に上程する。
- (3) 会長からの諮問に対し、答申する。

(構 成)

第4条 本委員会の委員の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 6名（但し、必要に応じ委員とは別にアドバイザーを置くことができる。）
- (4) 担当理事を複数名配置する。

(選 任)

第5条 加盟団体規程第16条に規定するブロック連盟から選出された9名と担当理事を委員とする。

- 2 委員長及び副委員長は、互選で推薦した者を、理事会にて承認し会長が委嘱する。
- 3 理事は専門委員会の委員長を兼務することができない。
- 4 ただし、各地方ブロック連盟が日連理事を委員に選任した場合は除く。

(開 催)

第6条 委員会は委員長が必要と認めた場合、または委員総数の3分の1以上の要求があった場合に委員長がこれを招集する。

第7条 委員が委員会に参加できない場合、委員は代理の者を参加させることができる。

- 2 委員長が認めたときは、書面等による委員会を開催することができる。

(決 議)

第8条 決議においては各ブロック1票の計9票（担当理事も含む）とし、過半数を以て決する。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、ブロック協議委員会で協議し理事会においてこれを決定する。

第10条 この規則の定めのない事項については、日連の規程に準ずる。

附 則 この規則は、令和6年10月9日より施行する。

選手選考委員会の責については別途定める。

この規則（改正）は、令和6年12月11日より施行する。